

## 滋賀労働局「第12次労働災害防止推進計画」の進捗概要

(計画期間：平成25年度～平成29年度)

### 全体目標（災害件数、目標、重点）：

		H24	H25	H26	H27	目標	重点事項
全産業	死亡	11人	12人	10人	8人	絶滅を目指し毎年 <b>9人</b> 以下	①のとおり
	死傷	1,454人	1,422人	1,404人	1,359人	H29までに <b>1,250人</b> 以下 (H24比約-15%)	

### ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

#### 重点業種対策（災害件数、目標、重点）：

重点業種	H24	H25	H26	H27	目標	重点事項等	
第三次産業	574人	500人	515人	511人	参考：H24比-15%は488人		
商業（小売業など）	194人	170人	147人	176人	H29までに <b>162人</b> 以下 (H24比-20%)	転倒、交通事故、腰痛指針	
社会福祉施設	94人	90人	96人	75人	H29までに <b>78人</b> 以下 (H24比-10%) (※)	腰痛指針、転倒、交通事故	
接客娯楽業（飲食店、ゴルフ場など）	105人	87人	116人	90人	H29までに <b>88人</b> 以下 (H24比-20%)	切れ・こすれ、転倒	
清掃業（ビルメンテナンス業、廃棄物処理業など）	67人	46人	56人	57人	H29までに <b>56人</b> 以下 (H24比-20%)	転倒など	
道路貨物運送業	156人	166人	147人	139人	H29までに <b>134人</b> 以下 (H24比-15%)	荷役作業（ガイドライン）	
製造業	死亡	2人	2人	1人	1人	毎年 <b>1人</b> 以下	挟まれ・巻き込まれ（安衛則107,108条、機械の安全規格活用）
	死傷	391人	462人	451人	420人	—	
建設業	死亡	4人	3人	2人	2人	毎年 <b>3人</b> 以下	ゼロ災滋賀「命綱GO（いのちつなごう）活動」
	死傷	162人	144人	155人	149人	—	

(注)「死亡」は死亡災害、「死傷災害」は休業4日以上死傷災害。期間は暦年(1～12月期)。

(※)社会福祉施設の目標は、雇用者数の大幅な増加見込みを考慮した数値です。労働者数あたりの災害発生率としては、25%の減少に相当する水準です。



厚生労働省

滋賀労働局、大津・彦根・東近江 労働基準監督署

～働きやすい滋賀をめざして(労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ)～

※ゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局HPからダウンロードし どなたでもお使いいただけます

[http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei.html](http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei.html)

この計画は、労働安全衛生法第6条により厚生労働大臣が策定した「労働災害防止計画」(第12次)を踏まえ、滋賀労働局が重点的に取り組む事項を定めた5か年計画です。

健康確保・職業性疾病対策（進捗と今後の予定など）：

重点対策	目標進捗、重点事項	補足事項等
メンタルヘルス対策 【目標】対策に取り組んでいる30人以上の事業場の割合を80%以上(H29までに)	・ストレスチェック制度の周知徹底 【実績】 100人以上の事業場： 対策実施率60.2%（2010年） 50～99人の事業場： 対策実施率76.9%（2012年）	・50人未満の事業場で何らかの対策を行うよう指導（改正法が努力義務） ・産業保健総合支援センターの活用勧奨 ・ストレスチェック制度の効果的な運用を指導啓発（①セルフケア促進の工夫、②集団分析による職場環境の改善、③高ストレス者への適切な対応）
過重労働対策	・働き方の見直し ・健康管理	・月80時間超の残業を行う事業場への監督指導の徹底 ・「過重労働解消キャンペーン」（11月） ・「働き方休み方改善ポータルサイト」 ・働き方改革に係る労使団体への協力要請、企業トップへの働きかけ ・高齢者医療確保法に基づく医療保険者への安衛法健診データ提供の徹底
化学物質対策	・特化則・有機則等の徹底 ・ラベル表示や安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底 ・リスクアセスメント（改正法含む）の実施 ・眼などの薬傷防止 ・がん原性指針の推進	・「ラベルでアクション」 ・監督指導の強化 ・改正法の周知徹底 ・有害性の不明な物質への指導強化（新指針通知H27.9.18基発0918第3号10(1)ア等） ・不適切な物質代替の防止（新指針通知H27.9.18基発0918第3号10(1)イ）
腰痛対策	・改正腰痛予防対策指針の周知徹底	・介護・看護作業を最重点 ・運送業、製造業、商業を重点とし、対策強化（H27.9～）
熱中症対策 【目標】死亡者をゼロ（毎年）	・「職場における熱中症予防対策要綱」（H26.6）の周知徹底 【実績】死亡災害 0人(H25)、1人(H26)、0人(H27)	・重症化の防止（熱中症疑いで水分・塩分摂取しても回復しない場合の速やかな救急搬送など）
受動喫煙防止対策	・改正法による努力義務の周知啓発	・技術的な留意事項の周知徹底（H27.5.15付け基安発0515第1号）

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

- ・災害事例・災害原因分析の積極的な提供・公表（H26年度～）

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ・11月に「滋賀県産業安全の日 無災害運動」を実施（H25～）

**2016（平成28）年も無災害運動を実施します！是非、参加宣言（申込）をお願いいたします**

**「STOP！転倒災害プロジェクト」を2016以降も展開します！**  
**「ラベルでアクション」～SDSを確認して必要な化学物質対策を～**  
**ストレスチェックが義務になりました（今年11月末までに1回目の実施が必要）**